

育成就労法案の論点と問題点

2024年5月14日

外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表

弁護士 指宿 昭一

<技能実習制度（旧制度）と育成就労制度（新制度）の比較>

* 「問題点」以外は、政府の説明文書からの引用

1 制度の目的

旧 「人材育成を通じた技能移転による国際貢献」

→運用実態：経済社会の担い手、国内の企業等の貴重な労働力

新 「人材確保及び人材育成」

問題点 なぜ、人材育成を入れるのか？

→転籍制限を根拠付けるため。

2 転籍制限

旧 やむを得ない事情がある場合のみ認める。

新 ①やむを得ない事情がある場合の転籍を認める。

②本人意向の転籍を創設

（同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件(注5)を満たす場合）

問題点 職業選択の自由（憲法22条1項）への制限

・3年中の2年の転籍制限がかかったら、転籍を受け入れる企業はほとんどないはず。

3 人材紹介手数料

旧 （入管庁調査）

・技能実習生が来日前に母国の送出機関や仲介者（送出機関以外）に支払った費用の平均額は54万2,311円

・来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円

新 「手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。」

問題点 労働者からの人材紹介手数料徴収は、民間職業仲介事業所条約（ILO181号条約）7条1号違反、労基法6条（中間搾取禁止）違反、職業安定法32条の3第1項（労働者からの手数料徴収の禁止）違反であることを指摘する。

→手数料徴収の禁止は、①日本側の制度の設定、②二国間協定によって可能

4 監理団体

「監理団体に代わる「監理支援機関」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。」

問題点 ①受け入れ企業から管理費を受け取る監理支援機関に、受け入れ企業の「監理」ができるのか？

②監理支援機関と受け入れ企業の兼職禁止をすべきではないのか？

5 外国人技能実習機構

「外国人技能実習機構に代わる「外国人育成就労機構」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。」

問題点 機構自体の問題の改善は検討されていない。

- ・相談しても解決につながらない。
- ・転籍支援をしてくれない。

以上